



教文通信

発行所
長野県教育文化会議
発行人
寺尾 真純

今号の記事

- 01-03 「コロナ後の教育はどうあるべきか」
勝野正章さん
- 04-07 「学習指導要領を考える」総合研究会
- 11-08 「教育のつどい」レポート
- 12 県教研「内田樹さん講演会」予告

コロナ後の教育はどうあるべきか

勝野 正章さん

東京大学、大学院教育学研究科（教育学部）教授。2019年夏季合宿研究会には、講師としてお招きし、「グローバル新自由主義のもとにおける教育と教員」と題してご講演いただきました。勝野先生は講演の最後に、「新自由主義教育改革は、教員、保護者、市民を、相反する自己利益を追求しあう関係へと再編する。だからこそ、今日の社会で公教育（平和と民主主義の教育）を擁護するために、教師は、教育者であると同時に、ともに生きる市民としての言葉で保護者や大人に語りかけ、対話によるつながりを絶やさないことが求められている。」と語られました。

コロナ禍のもと、これからの教育のあり方を考える一助として、教文通信へご寄稿くださいました。

コロナ後の教育はどうあるべきか

勝野正章（東京大学）

学校休業が

もたらした困難は

平等ではない

無縁ではないのが学校教育である。しかし、学校がなければ、子どもたちの教育には家庭の経済・社会的状況が直接反映され、さらに不平等なものになる。長期間の学校休業は、学校が「教育の平等」に果たす（完全ではないにせよ、重要な）役割を私たちに改めて認識させることになった。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校休業は、図らずも、新自由主義教育政策が志向する公教育縮小・解体の模擬実験となり、教育を個人（家庭）の責任と選択に委ねるならば、いかに教育の平等が損なわれことになるかを示した。長期にわたり学校教育の少なくとも一部の停止が余儀なくされたあいだ、家庭教育や、塾・家庭教師・通信教育などの私教育（教育産業）を代替手段としてどれだけ確保できるかは、家計状態をはじめとする家庭の事情に著しく左右された。もちろん、学校教育自体、決して平等ではない。能力、障がい、国籍、人種・民族言語・文化、ジェンダー、セクシュアリティなどによる差別や不平等が

長期休業期間中、オンラインでの自宅学習に必要なICT環境を整備する経済的余裕のない家庭のあることが教育格差を広げる一因であると指摘された。令和2年度の補正予算では、そうした家庭に対し優先的に端末やモバイルルータを配置するとしており、それ自体はある程度評価できる。しかし、ICT環境以外にも、保護者の就労状況・健康状態、家族構成、学校・教職員との関係など多くの要素によって、家庭が学校教育を、その一部であれ肩代わりできるかが左右される。長期休業期間中、すべての家庭が、学習時間の確保や宿題の点検など、子どもの「学習を止めさせない」という否定しが

たい協力要請に易々と応じられたわけではないのである。「COVID-19の影響は、新たな格差を生じさせただけでなく、すでにある格差を広げた」(朝日新聞2020年6月10日夕刊、下地口・レンス吉孝「コロナ危機がもたらしたもの 歪な「軸」が広げた格差」)。長期休業によって教育を受ける権利を特に奪われたのは、既に経済的困窮や社会・文化的に排除されていた家庭とその子どもたちであったことを忘れてはならない。

「学びの保障」は教育の自己責任化を進める

文部科学省が「学びの保障」をコロナ後の教育の基本的理念としていることを否定するのは難しい。「あらゆる手段で、子供たち誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障」というフレーズは、学校の長期休業による学びの(少なくとも部分的な)「空白」と不平等を経験した私たちに強く訴えかける。そのため、私たちの関心は、専ら国家・政府・行政が「学びの保障」に必要な条件整備を行っているかという点に集中する。このように政策の言葉と態度の一貫性(誠実さ)を問題とするのは、子どもたちの教育を受ける権利を保障する責務を国家・政府・行政に果たさせるために重要なことではある。実際、令和2年度第二次補正予算に盛り込まれた教員加配3100人は、同時に学習指導員61200人及びスクール・

サポート・スタッフ20600人の追加配置があったとしても、コロナウイルス感染症対策の様々な追加的業務をこなすとともに、従前にも増して子ども一人ひとりに寄り添う教育が求められている学校の必要を満たすものではない。しかし、私たちは、ここで保障すべきとされている「学び」、新型コロナウイルス感染以前の「学び」と同じものではないことにも関心を向けるべきである。

文部科学省の「学びの保障」で看過できないのは、個人(家庭)による学校教育の部分的代替が既成事実化され、学校再開後もその継続が前提とされていることである。「学校でしかできない学習活動」と「個人でも実施可能な学習活動」の間に線を引き、後者は授業以外の場で実施するものとしている。同省が開示している「子供の学び応援サイト」には、「授業を協働学習など学校でしかできない学習活動に重点化し、限られた授業



時数の中で効果的に指導」するための参考資料が掲載されている。この参考資料の作成にあたっては教科書会社の協力を得たとの説明が付されているが、民主主義的な議論と教育的検討を経て行われたものとは到底言えない(「働き方改革」における、教員が本来行うべき業務であるかどうかの線引きでも同じ手法が用いられた)。

非常事態宣言の対象と時期をはじめ、コロナ禍のなかで国家・政府・行政はいくつもの重大かつ「論争的」な線引きを行った。ここで「論争的」というのは、たとえば学校の臨時休校に伴い、子どもへの世話をするために休暇をとる保護者を支援する休業補償の対象から性風俗業を除外しようとしたことの妥当性が問われ、当初の方針が変更されたからである。同様に、さいたま市は幼稚園や保育所の職員向けにマスクを配布する際、埼玉県朝鮮初中級学校の幼稚部を対象から除外しようとしたが、学校教職員と保護者から抗議を受けて、方針を変更した。ここには、「コロナ禍の非常時に、誰が生きていくべき人間で誰が死んでいい人間か、差別していい基準を行政や政治が提示している」(朝日新聞2020年5月31日、NGO団体代表・梁英聖「深刻な差別が頻発、政策でも」という怖さがある。当事者は、その権力の不合理性に対して声をあげたのである。

個人(家庭)による学校教育の代替は、たとえば部分的であっても、教育の自己責任化を押し進め、教育産業の領地拡大を助長して、教育の不平等を

拡大する。「学校でしかできない学習活動」と「個人でも実施可能な学習活動」の間に権力が線を引くことは、直接生命に関わるものではないが、教育の平等という重要な公共的価値と深く関わっている。大事故・災害時に重症度に応じて治療の優先度を決め、患者の選別を行うトリアージのように、教育においても非常時に何らかの線引きが必要なることは理解できる。子どもたちのために日々懸命に努力している学校現場でも、どこかで線を引く必要があると痛切に感じることがあるだろう。しかし、その線引きが、新たに深刻な困難を抱え込む子どもたちを生じさせたり、既に格差や排除に苦しんでいる家庭と子どもたちに一層の苦境を強いるようなものであってはならない。残念ながら、「学びの保障」はこの条件を満たすものではない。

コロナ禍から学び、 教育の目的を問い直す

このように「学び」の線引きを行い、教育の自己責任化を進めることによって、保障しようとしている「学び」とは何か。端的に言えば、それは「新学習指導要領が目指す学び」であり、「Society5.0に向けた人材」の育成に資する「学び」である。内閣府「成長戦略実行計画」(2019年6月21日)では、労働生産性を高め、経済成長を確実なものにするために、AIやロボットでは代替できない

創造性、感性、デザイン力、企画力などの能力を身に着けた高スキル人材の育成が教育に求められる役割だと明言されている。それは、基本的な人権の保障ではなく、人的資本への投資(付加価値の高い雇用の創出)という観点から、教育の目的を定義するものである。

労働市場では、管理職、専門職、技術職などの高スキル雇用と運転・手仕事職、清掃・警備サービス職、医療・対個人サービスなどの低スキル雇用が増加し、販売職、事務職、製造職などの中スキル雇用が減少する「両極化」が生じている。そして、この「両極化」は雇用形態、労働条件、賃金面での一層の格差拡大を伴っている。現在、文部科学省・中央教育審議会が準備を進めている、高校普通科の「学際的な学びの学科」、「地域社会の課題解決に向けた学びの学科」、「その他の特色ある学科」への再編も、こうした労働力需要の変化に因應するものであろう。しかし、緊急事態宣言下の社会生活を支えたのは、ここで「低スキル」職に分類され、非正規雇用が大部分を占め、労働環境・賃金面で著しい劣位に置かれている清掃、小売、物流、医療・介護などの労働者であった。こうした社会維持のために不可欠なエッセンシャルワークに光があたったことを、職業・仕事に高スキル/低スキルという評価基準(線引き)が設けられ、それに当然のように社会経済的格差が伴っている(在宅勤務、テレワークが広まった「高スキル」職とは、感染リスクにも大きな格差があった)ことの正しさを疑う契機としなくてはなら

ない。それは同時に、社会的な不平等・格差・差別をさらに拡大する、人的資本への投資としての教育(「学びの保障」)を問い直すことでもある。冒頭に述べたように、学校は「教育の平等」として重要な役割を担っているが、それ自体、決して不平等と無縁ではない。学校生活の中にも、普段は目につかぬ様々な差別や不平等があるので浮かびあがった様々な差別や不平等があるのではないだろうか。そうした身近な差別や不平等を、感染者や医療従事者、外国人に対する偏見、差別など社会的な問題とともに広い意味で教材化し、教職員をはじめ、保護者、地域の人々といったおとなが自分たちの問題として、生徒と共に考えることが、基本的人権としての「学びの保障」であり、コロナ禍をこれからの学校教育のために活かす方法であろう。



勝野 正章

(かつの まさあき)さん

東京大学、大学院教育学研究科(教育学部)教授。研究分野 学校経営・教育政策。主な著書に「教育課程改革と教師の専門性」(学文社)「教育行政と学校経営」(共著、放送大学教育振興会)「教員評価の理念と政策 日本とイギリス」(エイデル研究所)「教育行政と教育政策」(共著、放送大学振興会)「安倍政権で教育はどう変わるか」(岩波書店)他 多数。

報告 第2回総合研究会(オンライン研究会) 7月18日(土)

学びとは? 学力とは?

「学習指導要領「資質・能力」を中心に考える」総合研究会

2020年7月18日(土)、14時から第2回総合研究会が、オンライン形式で行われました。

講師は、紅野謙介さん(日本大学)「記述式問題のゆくえ」共通テスト「国語」の場合、

河合美喜夫さん(中央大学)「新学習指導要領と高校教育課題」高校「社会科」の改変を中心に、

Zoom ウェビナーを使って行い、参加者は28名でした。

講演会の概要と、参加者の感想を報告します。

講演

記述式問題のゆくえ

「共通テスト「国語」の場合」

講師 紅野謙介さん(日本大学)

講演前半では、大学入学共通テストの記述式問題の見送りまでの経過と記述式問題の問題点について触れ、後半では、大学入学共通テストと連動する新学習指導要領「国語」における「文学国語」の必要性について、レトリック・表現を意識的に使える力は「文学国語」で培えるものであって、「論理国語」のみでは培うことはできない、理系論文

であつても表現・レトリックを学ぶ必要はある、分子生物学者福岡伸一氏の文章に見られる比喩表現を例にとりあげ、理系にこそ国語は必要であると語りました。

以下は、講演内容の記録です。

経緯

2012年 文科省がセンター試験改革を発表。

2014年 中央教育審議会がセンター試験の廃止・記述式試験の導入・英語の民間試験の活用を提案。

2017年 大学入試センターが「大学入学共通テスト」記述式問題のモデル例を発表。文科省が「大学入学共通テスト実施方針」を発表。

2018年 文科省が高等学校学習指導要領改正を告示。

2019年 文科省が2020年度大学入学共通テストにおける英語民間試験活用の延期を発表。

2019年 文科省が2020年度大学入学共通テストで導入予定だった国語・数学の記述式問題実施見送りを発表。

■記述式で何を目指していたのか
2004年の2つの提言

経団連「21世紀を生き抜く次世代育成のための提言」受験のための教育を批判。

文化審議会答申「これからの時代に求められる

国語力について」に「答申の、『国語教育』とは、

学校教育における教科『国語』で扱う『国語科教育』をその中を含み込んだ『国語(言葉)にかかわる教育の全体』、すなわち、学校、家庭、社会

において行われる『国語の教育全般』を指すものである」というただし書きがつく。

■記述式の問題点

採点の公正及び自己採点の困難に対する疑問、採点業者及び方法に対する疑問、必要性の根拠に対する疑問、サンプルやプレテストの問題内容

に対する疑問がある。

採点者の選抜、採点者の研修、採点の正確性のどの点においても問題

ある。

■評価研究機構の

説明

採点者の選抜、採点者の研修、採点の正確性のどの点においても問題

ある。

■評価研究機構の

説明

採点者の選抜、採点者の研修、採点の正確性のどの点においても問題

ある。

■評価研究機構の

説明

採点者の選抜、採点者の研修、採点の正確性のどの点においても問題

ある。

■評価研究機構の

説明

採点者の選抜、採点者の研修、採点の正確性のどの点においても問題

ある。





■問題作成における複数の困難な条件

記述式問題において採点のぶれの少ない、かつ優れた設問をしなければならぬ、文学的あるいは評論的文章ではなく、「実用的な文章」を素材にしなければならぬ、文章のみならず図表や画像など、種類の異なる複数の素材を組み合わせた問題でなければならぬという困難さがある。

■試験問題の作成という具体的な「実践」を考慮しない思考の危うさ

50万人を対象に記述式導入は無謀である。ある程度の教員が訓練をつめば誰でもできるような作業内容にしなければ持続可能にはならない。作業の「現場」、ふつうの人々が働く具体的な「実践」の場を想像できない独善性と視野狭窄に危うさがある。

■共通テストと連動する新学習指導要領

・「論理国語」か「文学国語」か
 選択科目としては「文学国語」と「古典探究」を、理系でも「古典探究」を選択することを提案する。
 「古典」は、ふだん使っている日本語が歴史的な形成物であることを教えてくれる。同じ日本で、同じ日本語の系統にもかかわらず、理解困難な言語や文化

が存在していたことを知らなければならぬ。自分たちの言語や文化がどのような成り立ちと歴史をもつかを知ったとき、他の言語や文化への関心が深まる。他の文化・言語への敬意をもつことができる。

・「文学」と「論理」は対立概念ではない
 「文学」の中に「論理」も位置付けられる。「国語」においての「論理」とは、他者に情報を的確に伝え、その他の感情や認識を揺さぶり、説得することを目標とするものである。そこには論理に修辭が重なっている。

■福岡伸一氏の文章

理系の学者であっても、科学的な考えを人々に伝えようとすれば、言葉を通してでしかできない。何を語っているのか、それを伝えるのにどのような言葉を使っているのか、言葉と文学表現をめぐるとのヒントがある。

■比喩とそのイメージの力

新型コロナウイルスⅡ「目に見えないテロリス」という比喩があるが、ウイルスは「一方的に襲撃してくる」のではない。福岡伸一氏は、「人体Ⅱ」「宿主」、「ウイルス」Ⅱ「家出人」であると喩える。「家出人」がさまよっているときに「宿主」が門戸を開いて、宿を貸すよと誘う。比喩とそのイメージを通して、ウイルスと人間の関係が見えてくる。

■比喩の闘い

比喩は、異なるものを結びつけるレトリック。どのような言葉を選ぶかによって、聞き手や読者に「情報の交換と包摂」をもたらす、世界の見え

方を変えることにつながっている。科学的な論説も説得においてもレトリックを使う。

・その比喩やイメージはどこから来るのか
 比喩を生み出すものは「記憶のアーカイブ」である。「文学」は、記憶のアーカイブの奥行きを左右する重要な役割を果たす。

■「教養」の重要性

先の「家出人」「宿主」という比喩が、そう簡単に浮かんでくるとは思えない。「教養」は、比喩やイメージの源泉にあたり、アーカイブを構成するものである。教養の深さとその泉から適切な言葉を汲み上げる力こそ、「国語」が培うべき力なのではないか。

(常任委員 牧内淳一)

講演

「新高等学校学習指導要領と高校教育の課題

——高校「社会科」の改変を中心に——

講師 河合美喜夫さん (中央大学)

第2回総研の後半は講師として、長らく世界史の教員をされたのち、現在、中央大学法学部特任教授として活躍されている河合美喜夫さんをお招きしました。河合さんは、長野県教文会議が提唱してきた「共通教養」についても、全国的に紹介して下さっています。今回は、新学習指導要領によって歴史教育や高校教育が今後どう変わっていくか、そして高校の現場で「歴史総合」「公共」をどのように構築していったらいいかについて、表題の講演をしていただきました。



科省側から突出出され、

河合さんは、今回の新指導要領について、「史上最悪」という評価から「ようやく私たち(教員)の願いが果たされた」という評価まで、毀誉褒貶が相半ばする状況を紹介しつつ、新指導要領・解説が、教員の創意工夫・自主性を奪いかねないほど大部かつ詳細になったことに対して警鐘を鳴らします。

また、新改訂の本質を「道徳を最上位に置く 資質・能力論」と看破して、「資質・能力」「コンピテンシー」などの言葉の羅列で、その中身・意味を明示しないまま、見切り発車的に改訂に及んでしまったものと分析し、本格実施に移る前から今すでにある大学入試改革の「頓挫」から考えて、早晩の改訂があり得るとも分析されています。

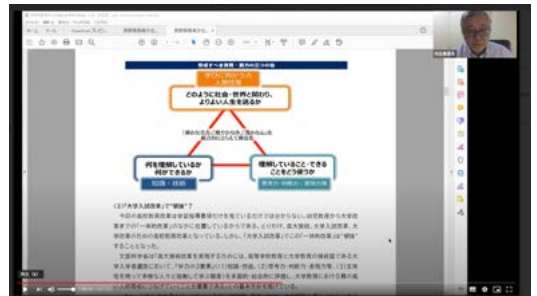
改訂経過からの分析では、2011年に日本学術会議が、知識詰め込み型の打開を目指して提唱した「歴史基礎」が、中

教審で議論される中で、資質・能力、グローバル化への対応を前提に、「基礎」とは乖離する内容の

「歴史総合」として結実してしまったこと。しかも、中教審での論点整理

にも、歴史学の学問体系にも沿っていない「近代化・大衆化・グローバル

化」が3つの柱として文



ってしまふことの危険性。

また、「公共」についても、「公共的な空間」

国家」とも読めてしまう内容で、憲法を学ぶ機会も奪われ、批判的思考力が育たないということへの危惧など、このような状況の中で、高校の現場には独創性を活かして授業づくりをしてほしいなどの期待をご講演いただきました。

質疑応答では、現在検定に入っている教科書について、出版社も、従来通りの通史的な線を崩さずに分かりやすく作ろうと努めたものと、指導要領の3つの柱のテーマ史に特化したものを幾つか作ってみて、どれが採用されるかを見極めようとする傾向にあること。また、コロナ禍で、オンライン授業導入を通じて、民間教育の参入がさらに進展することが予想される一方、未だ友人関係も構築できずに精神的に追い詰められている大学

これが中教審答申として発表されたこと。日本史必修化(ナショナルリズム)の動きへの押し戻しの結果として登場した日・世

融合により、内容が日本史的となっており、世界史が日本史理解の援用手段となっていること。これらのことから、事の一面しか教えない捉え方や、学問体系から逸脱した歴史教育へと進んでい

生の心のケアが急務になっている状況などについてもご教示いただきました。

参加者からは、「今回の講演で学んだことを活かして“生きた授業”を目指していきたい」という感想も出るなど、とても充実した講演内容でした。

おすすめします

- 歴史教育者協議会編『世界と日本をむすぶ「歴史総合」の授業』(大月書店、2020年)
○長野県教育文化会議編『よむ前に、読む。新学習指導要領 討議資料』(2019年)
(常任委員 鈴木実)

総合研究会参加者の皆さんの感想

ウェビナーははじめての試みということでしたが、気軽に参加でき、進行もスムーズでした。参加されていた先生と交流はできませんでしたが、講師の先生を近くに感じることができ、質問しやすいと思えました。

紅野先生のお話からは、説明や説得において文

学から得た知識や表現が役立つということがよく分かりました。理系クラスや受験指導の多い学校では「論理国語」が選択されると思いますが、理系こそ「文学国語」が大切であるという認識を共有していきたいです。
小説や古典がないがしろにされることに強い危

機感を覚えます。

それらを学ばせる意味を考えながら日々授業をしていこうと思いました。(中野西 武居真穂)

「国語」について日本大学文理学部、紅野謙介先生、「社会」について中央大学、河合美喜夫先生にお話を聞きました。担当教科ではないので、新学習指導要領の内容についてしっかり深く聞いたのは初めてです。

国語については、「文学」と「論理」は対立概念ではないこと、理系であっても、難しいものを語るとき、わかりやすく伝えるために比喻やイメージの働きが重要で、適切な言葉をくみ上げる力こそ「国語」が培うべき「力」ではないかと述べられました。

河合先生は、新科目の内容の話と併せて、大学教育・大学受験のためだけに、高校教育で大切にしたいものについて述べられました。高校生の約半数は大学に進学しない(2019年大学短大進学率58.1%)こと。高校は大学受験のためにあるものでも、大学教育に必要な資質を育成する場でもなく、どの生徒にも必要な学力や人格を発達させるという教育の原点が忘れられていると話されました。

1人1台パソコンで一生懸命A1教材に取り組む勤務校の生徒を思いながら、「人格形成を育む力」「よりよい社会をどう実現するかを考える力」を伝えること。それを見失わないように、一人一人の生徒と向かい合っていることを改めて感じました。(報告 参加者)

オンラインで総研に参加しました。下伊那の教文事務局でありながら研修を受ける機会が無く不安に思っていました。これまでは、会議に出たり研究会に出ているれば何かしら情報を知ることができたのですが、この状況で他の地域の様子も知ることができず、自分のやっていることが正しいのか正しくないのかずっと不安でした。オンラインではありますが総研に参加して、これまでほんやりとしていたことを思い知ることになりました。担当教科とは違うので直接関係ないけれどと思ったのですが、大きな間違いでした。やはり最低限学ばなければならぬことや大切なことがあるのだと確信しました。何を学ぶかは、これからの生き方さえも決定つけてしまっているからです。学校では教育課程が検討されている最中です。残念ながら、教科にとって大切なことは伝わってこず、いかに時間をまとめるのかに終始しています。秋には一定の結論を出さなければならぬ教育課程なのに、今頃こんなことに気づいていたらだめだと思えます。せめて今回事務所ができた国語と社会の先生とは話をしてみたいと思います。私も自身も研究会に参加することの大切さを改めて知った有意義な時間でした。

(飯田OIDE長姫 中塚みね子)

今年はコロナ禍の影響で教文会議の機関会議や総研が開催できず、Zoomを用いたのonline会議(への参加)なども模索され始めました。情報機器(の操作)に疎い私も、Zoomを用いたのonline会議に参加せざるをえなくなりました。

また、第2回総研もZoomでの開催が決まり参加者の表情が直接見えないという一抹の不安もありましたが、思い切って参加してみました。

聞いてはいましたが、新学習指導要領の国語と社会(地歴・公民)の何が課題なのかということを引きちんと把握できていませんでした。国語は、「国語総合」がなくなり、「現代の国語」・「言語文化」が必修になるということは理解していましたが、選択科目をどう組み合わせるのがよいかということとは認識できていませんでした。大学受験が学習指導要領を支配するのはおかしい、高校で学習したことを入試で出すというのが本来のはずなのに。また、入試制度を恣意的にいじり受験生を混乱させているのも問題だということがマスコミなどでも報道されていますが、今回の公演を通してやっと理解できました。国語は実用的な文章さえ理解できていけばよいという考え方は間違いだと思えます。理系にこそ「論理国語」より「古典探求」という先生の提案はとも示唆に富んだものだと思います。また、論理だけ学ばばよい、文学は興味がある者だけが学ばばよいという姿勢もおかしいと思います。例として挙げられた科学者である福岡伸一先生の文章は、「論理国語」ではなく、「文学国語」として全員が学ぶべきではないかと思えました。「教養」の重要性を最後に強調されましたが、脇の知識(専門以外の裾野となるべき学び)の大切さに触れていただいたのは今後取り組んでいく上での指標になると思います。

蛇足を言えば、漱石の『こころ』について比喩

の観点から解説されましたが、『ごころ』については現職の教員は食傷気味、かえって質問の回答の中で提示された「ドラえもんロボット作成プロジェクト」の例（SEに文系を）を本論の中で示していた方がいいと思うが、参加者は新たな展開が深められたのではないかと思います。

「地歴・公民」は「社会科」の解体に次ぐ大きな転換点であるということを変更して思いました（私は解体前の最深度まで学習した世代）。時系列・地域別・文化の伝播などを無視した教科書（画一的価値観での歴史記述）、新たな詰め込み・暗記に走るのではないかとという危惧、政府の見解を真っ先に述べないと検定に合格しないというおそろしさ、個人より国家をより強調、新学習指導要領では高校の「地歴・公民」では憲法を扱わないという指摘。どう読んでも誰も理解できない学習指導要領の本文（ある本で野球のルールブックは憲法より難しいといったスコアラがいたという話を聞いたことがあります）、一方で主権者教育を叫びながらの矛盾、これだけのものに対して取り組まなければいけない学校現場。今声を挙げなければ…。

Zoom だったけれど充実した総研でした。
(上田 柳澤宏至)

↓* (11) ページから戻ってお読みください。(11) ページからレポートの紹介になっています。

資料3 調査結果を受けて

- 3学期に消費生活センターの講師（太田真由美先生）による出前講座を予定しており、成年年齢について学習を深めたいと考えている。
- 知識がないことで、人生のなかで困難に会う場面がでるかもしれない生徒が多くいます。社会の変化が「自分とは関係のないこと」と感じている生徒が多くいます。1学年の家族分野は結婚のことから法改正に繋げていく授業を考えています。
- 「契約」に関することと、「家族」に関することに分けて、契約に関することについては「家庭経済」の単元で特に正解率の低かった項目について、契約にあたって注意すべき点を重点的に扱いたい。また、その際保護者も取り込んだ形式を考える必要があると思っている。
- 「家族」については、「結婚」に関する民法についての取り扱いを多くしたい。
- 成年年齢引き下げについては、喫煙・飲酒などといったことも含めて、家庭科だけでは扱いきれない内容だと考える。生徒指導を中心に、法律的な線引き、起こることが予想される問題への対処など学校の職員全体で共通認識を持たなければいけない事項だと思う。あまりにも、無防備な考えの職員が多く、驚くことが多々ある。ぜひ、今回の調査結果を発信して行ってほしいと思います。
- 家族に関する法律、消費者教育の分野で成年年齢引き下げにより変わった点を、具体例をだしながら、確認していきたい。まずは、自分自身がいつ成人になるのかの確認からしなければです。わかっている生徒も多いので
- 通信制では、スクーリング日が限られますので、特別大きく変えることは不可能です。例年通り、消費生活センター講演会（外部講師）「消費者被害にあわないために」を1時間行います。通信制課程では、年齢も幅がありますが、家庭総合の中で行いますので、10代が比較的多いと思います。
- 成人（成年）年齢引き下げが2年半後に迫っています。今回の認識度調査の結果生徒は期待するものもたくさんある一方で2022年4月に一斉に「成年（成人）」となることへの不安が大きいと感じた。特に
 - 1 消費生活について
 - 2 未成年者保護がなくなること
 この2点について「知識のなさ」から来る不安が多く、他教科との連携をとりながら正しい知識を持ち、不安を少しでも解消できるようにする必要性を感じた。

資料2 認識度調査結果

1 アンケート対象者生年月とQ1の解答

生年月	①20歳	②19歳	③18歳	④わからない
2003(平成15)年4月～2004(平成16)年3月	155	259	160	9
2002(平成14)年4月～2003(平成15)年3月	279	136	94	50
2001(平成13)年4月～2002(平成14)年3月	30	1	5	
2001(平成13)年3月～	1			

Q2：以下の項目について18歳で成年(成人)になったら「できる」事には○印、「できない」事は×印、「わからない・知らない」場合は△印で答えて下さい。

項目	できる	できない	わからない	正答
①保護者の同意なしの携帯電話の契約	72%	15%	13%	○
②飲酒	10%	88%	2%	×
③10年有効のパスポートを取得	52%	21%	27%	○
④保護者の同意なしのクレジットカードの作成	55%	32%	13%	○
⑤保護者の同意なしの結婚	63%	29%	8%	○
⑥養子を迎える	25%	42%	33%	×
⑦競馬の馬券・オートレースの車券・競艇の舟券購入	31%	51%	18%	×
⑧公認会計士・司法書士・医師免許・薬剤師免許を取得	46%	31%	23%	○
⑨喫煙	12%	85%	3%	×
⑩普通自動車免許の取得	79%	16%	5%	○
⑪保護者の同意なしで1人暮らしの部屋を借りる	78%	11%	11%	○
⑫保護者の同意なしでローンを組む	45%	32%	23%	○
⑬保護者の同意なしで就職先と雇用契約をする	54%	24%	19%	○
⑭保護者の同意なしでエステの契約をする	67%	12%	21%	○
⑮スポーツクラブ会員の契約後、保護者が反対すれば契約を取り消すことができる	19%	57%	24%	×

Q3：成年年齢が18歳になることで期待すること

1 政治

(1) 意見が反映される (2) 活発化

2 経済

(1) 労働者増加により経済が活発になる (2) 税金収入が上昇する

(3) 保護者の同意無しでの契約が増えるので買い物が増える

Q4：成人年齢が18歳になることによる不安

1 知識不足によるもの

(1) 具体的な変更点が理解できていない (2) 「できる」「できない」が理解できていない

2 消費トラブル

「契約」「詐欺」「悪質商法」「金銭管理」等

3 犯罪・混乱

4 その他

(1) 成人式の開催方法 (2) 受験と成人年齢がかぶる (3) 自立できるか。責任とれるか

(3)

資料1 家庭基礎・総合認識度調査

家庭基礎・総合 認識度調査

()年()組()番氏名()

生まれた年月()年()月生まれ

成年(成人)年齢が2022年4月から現行の20歳から18歳に引き下げられます。約140年ぶりに成年(成人)年齢の定義が見直されることで何がかわるのか知っていますか。授業にいかすために皆さんの認識度を知りたいので以下の質問について答えて下さい。

テストではありませんので、現在皆さんが知っていることをそのまま答えて下さい

Q1：皆さんは何歳で成年になりますか？(1つに○)

	①20歳	②19歳	③18歳	④わからない
○				

Q2：以下の項目について18歳で成年(成人)になったら「できる」ことには○印、「できない」ことは×印、「わからない・知らない」ことは△印で答えて下さい。

項目	○×△
①保護者の同意なしの携帯電話の契約	
②飲酒	
③10年有効のパスポートの取得	
④保護者の同意なしのクレジットカードの作成	
⑤保護者の同意なしの結婚	
⑥養子を迎える	
⑦競馬の馬券、オートレースの車券、競艇の舟券の購入	
⑧公認会計士・司法書士・医師免許・薬剤師免許を取得	
⑨喫煙	
⑩普通自動車免許の取得	
⑪保護者の同意なしで一人暮らしの部屋を借りる	
⑫保護者の同意なしでローンを組む	
⑬保護者の同意なしで就職先と雇用計画をする	
⑭保護者の同意なしでエステの契約をする	
⑮スポーツクラブの会員の契約後、保護者が反対すれば契約を無条件で取り消すことができる	

Q3：成年(成人)年齢が18歳になることで期待することを記入して下さい

--

Q4：成年(成人)年齢が18歳になることで不安に思うことを記入して下さい

--

ご協力ありがとうございました。

参考：政府広報オンライン(2018年8月24日版)

消費者庁「社会への扉—12のクイズで学ぶ自立した消費者—」

「みんなで未来をひらく教育を語るつどい」レポート

*今年度の「教育のつどい」は、オンライン研修会となり、各分科会はおこなわれませんでした。レポート集が作成されます。そのレポート集に掲載されるレポートをご紹介します。

第10分科会 分科会名 家庭科教育

支部名 松筑支部

職場名 松本県ケ丘高等学校

氏名 三木 舞子

成年（成人）年齢18歳引き下げを考慮した授業について ～生徒のアンケート結果より今後の授業について～

1 テーマ設定理由

2022年4月約140年ぶりに成年年齢が20歳から18歳へと引き下げられる。今までも成年年齢の在籍生徒はいたが、今回の改正により高等学校在籍時に未成年から成年年齢に必ず達することとなる。

成年年齢が18歳となると希望もたくさんあるが、今まで未成年だから守られていたものが自己責任となる。そこで生徒たちは今回の法律改正に伴う身近な事項についてどのくらい認識しているか。希望や不安はどのようなことか実態調査を行い、今後の授業に活かせるよう2年間かけて調査研究を行うこととした。

2 調査方法

(1) 紙ベースによるアンケート方式

(2) 質問項目 資料1「家庭基礎・総合認識度調査」参照

3 調査の対象者

(1) 松筑支部の高等学校の在籍生徒 1179名

(2) 対象者内訳

生年月日	人数（人）
2003年（平成15年）4月～2004年（平成16年）3月	583
2002年（平成14年）4月～2003年（平成15年）3月	559
2001年（平成13年）4月～2002年（平成14年）3月	36
2001年（平成13年）3月以前	1

4 調査結果 資料2参照

5 調査結果を受けて今後の授業にどのようにいかすか。

資料3 参照

今年度後半～次年度にかけて今回の調査結果を受け授業にいかしていきたい。

2020年度長野県教育研究集会

講演 内田樹さん

フランス文学者、武道家（合気道凱風館館長）、翻訳家、神戸女学院大学名誉教授
「教育の危機 教育の未来」

2020年11月7日 13時開会

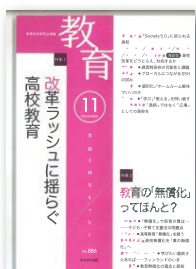
13:10～ 講演会
14:30～ シンポジウム
15:30～ 分散会1・2

「コロナ状況下の子ども的心・生活・つながりづくりを考える」
「コロナ状況下の『学びの保証』を考える」

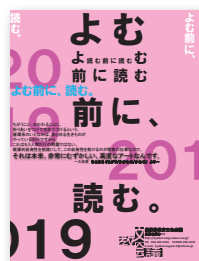
〇お知らせ〇

今年度の県教研は、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインによる講演会、シンポジウム、分散会のみで開催となりました。講演会の講師は、内田樹さん。詳細と参加方法は、後日お知らせします。ぜひ、ご予約ください！！

〇書籍紹介〇



◆『教育』No. 866
「改革ラッシュに揺らぐ高校教育」第2回総研の講師の河合美喜夫さんの論考が掲載されています。



◆「よむ前に読む」
新学習指導要領 討議資料』（2019年）長野県教文会議編。河合美喜夫先生に全国の討議資料集の中でも最も良く出来ていると絶賛していただきました。



◆『国語教育の危機』（ちくま新書）
◆『国語教育混迷する改革』（ちくま新書）
第2回総研の講師の紅野謙介さんの著書。「大学入学共通テスト」「新学習指導要領」の分析から、国語教育が危機に瀕していること、問題点を指摘し警鐘を鳴らしています。



◆『教育は何を評価してきたのか』（本田由紀著 岩波新書）
「資質・能力」「態度」という日本における教育言説を分析。これらの言葉のもつ弊害と現状を抜け出す道筋が示されています。